

令和5年1月13日

保護者 様

荒川区立第三中学校長
小柴 憲一

季節性インフルエンザの登校(登園)証明書書式及び手続の変更について

このことにつきまして、厚生労働省より、「医療機関のひっ迫を回避するため、季節性インフルエンザについては療養期間終了後にあたり治癒証明書を求めないこと」との周知依頼があり、荒川区では裏面の通り、感染症の中でも季節性インフルエンザに限り従来の登校(登園)証明書の書式及び手続を変更することとなりました。

つきましては、1月16日(月)より、季節性インフルエンザのみ、登校再開時には、初診時に医療機関より発行される「インフルエンザ診断・再登校日証明書」を本校にご提出いただくようお願い申し上げます。

なお、現在本校ホームページの「インフルエンザ等への対応」にアップロードしております「登校(登園)証明書」は1月15日(日)に、新様式の「登校(登園)証明書」に差し替えるとともに、裏面の「インフルエンザ診断・再登校日証明書」を追加してアップロードいたします。

麻しん・風しん等の季節性インフルエンザ以外の感染症に罹患した場合は、「登校(登園)証明書」を保護者が印刷して持参するなど従来の手続となり、荒川区医師会所属医療機関の場合は、証明書料については無料となることにつきましても変更はありません。

季節性インフルエンザに罹患した場合の手続は以下の通りとなります。

- 1 初診時に、荒川区医師会所属医療機関から「インフルエンザ診断・再登校日証明書」が発行されますので、保護者の方がご持参いただく必要はありません。
- 2 発行された同証明書には、医師が、検査日、証明書記載日、医療機関名、医師名(押印あり)、発症日、再登校可能日が記載されています。
- 3 保護者の方は、解熱日と再登校日を記載して下さい。
- 4 保護者の方が再登校日を記載する際、以下の出席停止期間の条件を満たしているか必ずご確認ください。
 - (1)発症(発熱)日を0病日とし翌日から5病日まで
 - (2)かつ解熱日の翌日から2日間経過している

荒川区から保護者の皆様へのご説明や荒川区医師会加入の医療機関などにつきましては、荒川区公式ホームページの以下のアドレスで閲覧することができますのでご参照下さい。

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a048/kosodate/hoikuen/muryoka.html>

【担当】荒川区第三中学校 副校長 中島 成男
TEL:03-3801-5801